

事務事業評価シート

事業番号 28	事務事業名 教育相談事業費	所管部課 教育支援課
------------	------------------	---------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】
	幼児から高校生年齢までの子どもについて、個に応じた教育支援を推進するため、子ども・保護者・教員・関係者等に対する相談や支援を行う。 【根拠法令等：西東京市教育相談センター事業実施要綱、西東京市スクールソーシャルワーカーの設置及び取扱要綱、西東京市不登校・ひきこもりセーフティネット事業実施要綱】		☐ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】		
	【事業内容】 教育相談センターにおいて、来所や電話により、臨床心理士などの相談員が子どもの状態等を把握し理解した上で、心理教育的ガイダンス、カウンセリング、心理療法などを行い、教育に関する相談等を受けている。また、社会福祉士などの資格を有するスクールソーシャルワーカーが学校や関係機関と連携し、児童・生徒が抱える問題の解決を図るほか、不登校・ひきこもりセーフティネット事業として不登校ひきこもり相談室「Nicomorルーム」や体験フリースペース「ニコモテラス」の運営を行う。 【実施方法】 ①来所相談：相談は予約制で原則1回45分間。臨床心理士などの相談員が行う相談業務 ②電話のみの相談：電話により臨床心理士などの相談員が行う相談業務 ③スクールソーシャルワーク：スクールソーシャルワーカーが関わる相談業務 ④不登校・ひきこもりセーフティネット事業：不登校の段階に応じた支援を行う事業 <都支出金>東京都スクールソーシャルワーカー活用事業補助金、教育支援センター機能強化補助事業補助金		
	事業開始時期【4】	合併前	実施形態【5】 ☒ 直営 ☐ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()

事業費データ	項目	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A)【6】	113,201	111,289	111,391	142,081	
内訳	主要な経費：人件費	84,967	82,960	83,125	113,669	千円
	その他：謝金、消耗品費等	28,234	28,329	28,266	28,412	
	財源：国庫支出金・都支出金	8,576	8,576	9,154	22,164	
	地方債					
	その他 ()					
内訳	一般財源	104,625	102,713	102,237	119,917	
	所要人員(B)【7】	3.00	3.00	2.90	2.90	人
	人件費(C)=平均給与×(B)	21,915	21,528	20,810	20,810	千円
	会計年度任用職員報酬等(C')【8】	844	715	877	1,046	千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	135,960	133,532	133,078	163,937	千円
	単位当たりコスト【9】 (E)=(D)/ (教育相談件数)	62	68	67	—	千円

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
【10】	①教育相談件数	2,198	1,955	1,986		件
	②スクールソーシャルワーク件数	914	974	985		件
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】 ①：一般教育相談（来所相談）、電話相談、緊急・臨時相談、スクールソーシャルワークの総件数。一人の子どもについて各種対応した場合はそれぞれ1件と数える。令和3年度については、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、子どもの実態把握や心のケアのための対応を緊急・臨時相談で継続したため件数が増加している。 ②：①のうち、スクールソーシャルワークの件数					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	令和4年度に実施した「教育相談に関するアンケート調査」では、回答者の約9割が教育相談を利用して「よかった」との回答であった。また、相談員の対応について、回答者の約9割が「満足」「やや満足」との回答であった。相談頻度については、回答者の約8割が「満足」「やや満足」との回答であった。	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☒ 上 ☐ 中 ☐ 下	・統計の取り方が異なるため単純な比較対象とはならないが、近隣市と比べて来所相談の相談員一人当たりの対応回数は上位である。 ・スクールソーシャルワーカーの配置人数についても26市中上位である。 ・不登校・ひきこもりセーフティネット事業は本市独自の事業である。
	代替・類似サービスの有無【14】	☐ 有 ☒ 無	臨床心理士など専門的な知識を有する相談員等による個に応じた相談・支援を学校や関係機関と連携を図り実施する仕組みは他にない。

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	子ども・保護者・教員等に対して相談や支援を行うために必要な事業である。
	実施主体の妥当性	適切	市内に学校や関係機関と連携して相談や支援を行う事業はなく、市が主体となって実施する必要がある。
B	事業（補助）の対象	適切	支援が必要な対象者は増加傾向にあり拡充が必要である。
	事業（補助）の内容	課題有	支援のニーズは高まっておりさらに充実する必要がある。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	普通	各自治体で事業内容が異なるため比較は困難であるが、人件費は他自治体と比較して標準的である。
	業務負担	普通	事業実施効果に相応した業務負担である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☒ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直 ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		不登校、いじめ等の問題行動、児童虐待等、児童・生徒や保護者に関わる問題は、近年多様化・深刻化する傾向にあり、教育相談やスクールソーシャルワーカー、関係機関が学校と連携して対応する機会が増えている。特に、家庭訪問等のアウトリーチを含む福祉的支援のニーズが増えていることから、スクールソーシャルワーカーを更に拡充する必要があると同時に、一人ひとりの子どもの成長を支えるための継続的な相談・支援を行う上で、教育相談事業全体の充実を図る必要がある。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	子どもたちの心身の健全な成長に寄与する教育を実施するためには、必要不可欠な事業である。
	実施主体の妥当性	適切	市が主体となって実施する必要がある。
B	事業（補助）の対象	適切	「教育相談に関するアンケート調査」の結果からも、必要なサービスが提供できていると考える。
	事業（補助）の内容	適切	相談内容が複雑化する中では、専門家による相談は必要である。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	普通	他自治体と比較して標準的なコストである。
	業務負担	普通	事業実施効果に相応した業務負担である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直 ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		子どもたちの心身の健全な成長に寄与する教育を実施するためには、必要不可欠な事業である。相談内容が複雑化する中では、専門家による相談も必要である。 一方、臨床心理士などの専門職員のニーズが高まる中、増加する相談に人員増で対応し続けることには限界があるため、今後は、既存の相談窓口との連携強化を図ることで、相談者の状況に応じた支援ができる体制づくりを進めたり、デジタル技術の活用を模索する必要があると考える。 まずは、現状の予算の中で、最大限の効力を発揮できる取組を実施するべきである。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直 ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直 ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	
----------------------	--